

Kumagaya 倶楽部

行政書士は街の身近な法律家

◆支部長挨拶

支部長 萩原 隆士



熊谷支部の会員の先生方には日頃より、熊谷支部の行事にご協力を頂き厚く御礼を申し上げます。さて、先生方もご存知だと思いますが、平成31年4月30日に平成の元号が改められ、翌5月1日より新しい元号に変わります。今から楽しみにしている先生方も大勢いると思われます。平成も約30年間続きましたが、この間行政書士会では幾つかの改革がありました。

まず第一に、平成14年に代理権の獲得がありました。この代理権の獲得により我々行政書士の責任が大変重くなったと思います。次に、平成27年に誕生した特定行政書士があります。この特定行政書士の誕生により他の士業の方々と肩を並べる事が出来たと思っておりますが、これからより一層世間の皆様方に特定行政書士の存在を知らせなければならないと思っております。また、今後5年から10年の間に行政書士の仕事のやり方が変革してくると思っております。AI（人工知能）の本格的活用により厳しい時代になると思いますが、AIには出来ない発想力を養い、厳しい時代に対応していかなければならないと思っております。最後に、歴史と伝統のある熊谷支部を維持発展させていかなければならないと思っておりますが、先生方のご協力とお力をお貸しくださいますようお願いいたします。

◆主な行事（平成30年1月～）

新年賀詞交歓会

平成30年1月13日（土）

1月13日（土）マロウドイン熊谷において、熊谷支部新年賀詞交歓会が開催されました。多忙の中、9名のご来賓の皆様をお迎えし、支部会員28名の出席者のもとで行われました。

萩原隆士支部長の挨拶、熊谷市長富岡清様のご挨拶の後、西村顧問による乾杯を行い、穏やかな雰囲気の中で、新年賀詞交換会が始まりました。途中、ご来賓の衆議院議員の野中厚様、森田俊和様、埼玉県議会議員の小林哲也様、埼玉県行政書士会副会長の加藤政司

様、関東信越税理士会熊谷支部長の寺山智久様、埼玉司法書士会熊谷支部長の栗原崇様、埼玉土地家屋調査士会熊谷支部熊谷副会長の高橋雅城様、埼玉県社会保険労務士会熊谷支部長の鈴木章容様からご挨拶をいただきました。そして、最後に神山顧問から挨拶をいただき、滞りなく新年賀詞交換会は執り行われました。

平成30年度支部定時総会

平成30年5月12日（土）

5月12日（土）、マロウドイン熊谷において平成30年度定時総会が開催され、32名（委任状34名）の会員が出席しました。吉田賢榮会員が議長に選出され、吉田議長の進行により、審議が開始されました。

平成29年度の事業報告・会計報告、続いて平成30年度事業計画・予算、代議員選任についての審議と質疑応答もスムーズに進み、全ての議案に対して出席した会員からの承認を得ることができました。審議途中、会員からの質問等もあり、執行部との活発なやり取りも見られました。総会終了後は、懇親会が開催され、埼玉県議会議員の小林哲也様、埼玉県行政書士会副会長の久保治光様よりご挨拶をいただきました。



新年度役員会とごみゼロ運動

平成30年6月2日(土)

6月2日(土)、新年度になって1回目の役員会が開催されました。各部の部長から新年度の事業方針・事業計画の発表があり、質疑応答が行われました。各理事からの意見もあり、充実した審議となりました。

また、役員会後に恒例のごみゼロ運動を実施しました。熊谷市役所近くの中央公園に、萩原隆士支部長をはじめ25名の会員が集合し、空き缶やペットボトル、ポイ捨てされたタバコの吸い殻などのごみを集めました。昨年と比べ、拾ったごみの量は多かった気がします。市民に対し熊谷支部をPRする上でも、今後も活動を続けていかなければと思います。また、参加会員は和気あいあいとした和やかな雰囲気の中ごみ拾いを行えたのではないかと思います。



支部研修旅行—世のちり洗う 四万温泉の旅—

平成30年9月2日(日)・3日(月)

9月2日～3日にて、毎年恒例の支部研修旅行で群馬県にある四万温泉を訪れました。参加者は19名(会員の家族を含む)で、宿泊先は清流四万川のほとりに建つ溪谷の宿で、個性豊かな7つの湯が楽しめる四万温泉やまぐち館でした。各自、温泉を満喫した後、参加者全員による懇親会を行いました。

懇親会では、地元の美味しい料理、お酒を頂きながらビンゴゲームを行い、大変楽しく盛り上がりました。2次会も多数の方が参加され、日頃なかなかお話しする機会の少ない会員方との情報交換の場として有意義なひと時を過ごしました。

翌日は、高崎市にあるガトーフェスタハラダの工場見学を行い2日間の日程を終了しました。

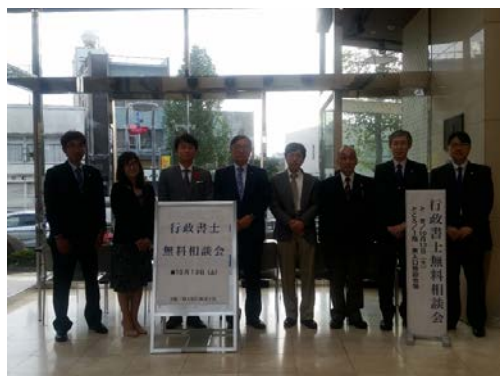
熊谷より2時間程度かかる距離でしたが、日頃の疲れが癒された素晴らしい旅行でした。

県下一斉無料相談会

平成30年10月13日(土)

10月13日(土)に広報月間の一環として熊谷市の八木橋百貨店東口玄関にて、県下一斉無料相談会を実施しました。オープン後しばらくは相談者が来ず、多少心配になりましたが、昼前頃から絶え間なく相談者が来て、昨年と同数の15件の相談を受けました。例年通り遺言・相続の相談が多く、半数以上を占めました。

相談内容は一つとして同じものではなく、中途半端な知識では対応できないこともあり、改めて日々勉強し知識を高めていく必要があると感じました。また、相談を終えて満足そうに席を離れる相談者の姿を見るのは大変うれしいもので、とても有意義な時間を過ごしました。



業務研修会

平成30年11月10日(土)

11月10日(土)に、平成30年度の業務研修会を熊谷市立障害福祉会館にて開催いたしました。講義のテーマは「遺言執行の実務」で、講師には弁護士の松岡正高先生をお招きしました。

講義は、遺言及び遺言執行の一般的知識から事例を交えた実務における細かな注意点までの幅広い内容で、大変わかりやすく、充実した業務研修会となりました。

業務研修会后、懇親会も行われ、講師の松岡先生と参加会員との間で、楽しいひと時を過ごしました。

◆新入会員紹介（平成29年12月以降）

氏名	渡辺 和敏	入会	平成30年1月
事務所所在地	埼玉県熊谷市肥塚593番地4		
兼業資格	無	電話番号	048-507-6513
自己紹介	私は、第二の人生に移行していますが、警察、銀行の仕事に従事していた関係上、警察業務全般に係わる業務、ファイナンシャル関係等、過去のノウハウを活用し、得意専門分野の確立に向け、時間的制約はありますが、現在、先ずは勉強というところです。今後は、皆さんと一緒にこの会を通じて、社会貢献していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご指導のほどお願いいたします。		

氏名	橋本 篤史	入会	平成30年8月
事務所所在地	埼玉県熊谷市玉井1973番地142		
兼業資格	社会保険労務士	電話番号	048-532-8440
自己紹介	熊谷支部の先生の皆様、平成30年8月に行政書士登録をさせて頂きました橋本篤史（はしもとあつし）と申します。 趣味はプロレス観戦です。観戦中にワ～とかオ～と唸っているので、試合が終わった後は毎回のどをからしてしまいます。まだ観戦を始めて1年足らず。昔のプロレスも勉強していけばもっと楽しめるのではないかと思います。プロレスも行政書士業務もまだ右も左もわかりませんが、ご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。		

氏名	佐竹 芳和	入会	平成30年7月東松山支部から
事務所所在地	埼玉県熊谷市新堀字北原960番9		
兼業資格	無	電話番号	048-501-8086
自己紹介	熊谷支部の先生の皆様方、はじめまして。 東松山支部より熊谷支部へ移転致しました、佐竹芳和と申します。どうぞ、宜しくお願い致します。 私は、平成23年に公務員を定年退職し、前職での人事・行政実務経験により、行政書士として登録させて頂きました。現在、熊谷市新堀において既に開業している事務所、共同事務所という形で加えて頂き、自動車登録関連分野を中心に業務を行っております。まだ日も浅く、未熟ではありますが、先生方のご指導とお力添えを賜りながら精進してまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。		

◆退会（平成29年12月以降）

平成30年2月	豊田 和夫 先生	退会
平成30年8月	水本 美文 先生	退会
平成30年9月	田村 邦男 先生	ご逝去
平成30年9月	田中 洋志 先生	ご逝去

◆トピックス

1. 自筆証書遺言に係わる遺言書の保管制度が創設されました。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年7月6日成立、同年7月13日公布）と同じ日に、「法務局における遺言書の保管等に関する法律（遺言書保管法）」が成立し、公布されました。本法律による保管対象は、自筆証書遺言に係わる遺言書（以下「自筆証書遺言書」）です。ただし、すべての自筆証書遺言書が保管対象になるわけではなく、封のされていない法務省令で定める様式（別途定められる予定）に従って作成されたものに限られます。保管の申請は、遺言者の住所地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（法務大臣の指定する法務局）の遺言書保管官（指定された法務事務官）に対して遺言者自らが出頭して行う必要があります。

自筆証書遺言書は、簡易に作成することができ、また、他人に遺言の内容を秘密にできてプライバシーを守ることができるというメリットがありますが、紛失のおそれや相続人による廃棄・隠匿・改竄のおそれがあり、これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがありました。そこで、自筆証書遺言書のメリットを保ちながら、これらの問題点を解消するために、公的機関による自筆証書遺言書の保管制度が創設されたわけです。

なお、自筆証書遺言書は家庭裁判所で検認を受ける必要がありますが、遺言書保管場所に保管されているものについては遺言書の検認の規定（民法1004条1項）の適用が除外され、相続人の手間がかからなくなりました。ただし、保管手数料（金額未定）がかかります。

本法律は、公布の日から2年以内に施行されることとされており、施行前には、遺言書の保管を申請することはできませんので、ご注意ください。

◆報告・・・市役所無料相談コーナー相談件数

平成30年1月から12月までの熊谷市役所無料相談コーナーの相談件数をご報告いたします。

	相 続	遺 言	その他	備 考
平成30年1月	8	1	0	
平成30年2月	10	1	0	
平成30年3月	6	1	0	
平成30年4月	5	2	1	
平成30年5月	9	1	1	
平成30年6月	9	2	0	
平成30年7月	5	0	0	
平成30年8月	7	1	0	
平成30年9月	8	0	0	
平成30年10月	8	1	0	
平成30年11月	6	2	0	
平成30年12月	3	2	2	
合計	84	14	4	

●相談件数の合計は、昨年の84件を上回り102件となりました。

●相続と遺言の相談件数が全体の約96%となっています。

編集後記

今年は大規模自然災害が多発しましたが、今更ながら自宅周辺のハザードマップを調べてみました。作成されているハザードマップの種類は、市町村によって異なるようですが、私が住む町の場合は、地震ハザードマップと土砂災害ハザードマップが作成されています。自宅のすぐ裏に山があるため、特に土砂災害が気になっていましたが、幸い自宅の裏山はレッドゾーン、イエローゾーンのいずれにも該当しておらず、土砂災害の危険はなさそうなので、ひとまず安心しました。もっとも、ハザードマップを信頼して安心しきってしまうのは問題だとは思いますが…。

（広報部 浅見龍二）

